平成２２年（フ）第４４４１号
大阪府守口市外島町２番１―208号
債務者　小川　　渉
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４６６号
大阪府豊中市庄内宝町２丁目６番43―311号、住民票上の住所大阪府箕面市新稲１丁目３番４―127号
債務者　塚本祐美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４６８号
大阪府東大阪市荒本１丁目９番３―302号荒本住宅３棟302号
債務者　天野　栄子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９５号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目31番９号
債務者　エース新鮮館　寝装の店エースこと
角谷　　博
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６１３号
大阪市平野区加美北８丁目18番２―211号
債務者　阪出　　晃
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７９８号
大阪市城東区成育２丁目１番１号堀ビル211
債務者　山田　京子（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６８号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番12―301号
債務者　小林　由典
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７５号
大阪府門真市舟田町15―28―303新宅正喜方、住民票上の住所大阪府門真市舟田町22番12号
債務者　大久保ひろ子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９５７号
大阪市東成区中本５丁目27番３―602号
債務者　廣長　愉美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６１号
大阪市都島区都島北通２丁目24番17号
債務者　岩田　静代
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８１号
大阪市東住吉区湯里５丁目６番４号コーポシーダーⅡ305号
債務者　上田　雅史
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８４号
大阪市淀川区十三本町１丁目２番10号
債務者　金澤美奈子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２３号
大阪府枚方市上野２丁目９番45―505号
債務者　家方　寛倫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０３号
大阪市西成区玉出東１丁目10番15号シャルマンフジビルトモアー天神ノ森501号
債務者　安田　絹枝（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１４号
大阪市東淀川区大桐１丁目１番５号マイ・ダイドー202号
債務者　森　　健一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１７号
大阪府東大阪市花園本町２丁目８番39号
債務者　東尾　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３２４号
大阪府門真市城垣町１番30号
債務者　石川　靖子（旧姓山元・佐々岡）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３２５号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目８番24号
債務者　本吉　麻里
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部